

## 子ども課・健康増進課からのお知らせ

### 不妊治療費を助成します

市では、不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成しています。

対象／次の全てに該当する方

- ・体外受精、顕微授精、人工授精のいずれかの治療を受けた婚姻中の方(体外受精・顕微授精については、県の助成を受けている方)
- ・矢板市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録のある方
- ・市税を滞納していない方
- ・各種医療保険の被保険者または被扶養者である方
- ・そのほか、市の交付要綱に定める要件を全て満たす方

助成金額／申請1回につき上限10万円。ただし、県の助成金を受けている場合は、その額を差し引きます。

助成回数／1年度内に2回まで

助成期間／初めて助成を受けた年度から起算して5年間  
※県の助成制度(体外受精・顕微授精)については、  
県北健康福祉センター☎(22)2259にお問い合わせください。

※平成26年度から市の助成内容を改正する予定です。  
詳細が決まりましたらお知らせします。

申請・問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

### この時期、感染性胃腸炎にご注意ください

感染性胃腸炎は、冬に流行します。原因としては、ノロウイルスなどの様々なウイルスや細菌などがあります。

トイレの後や食事前の手洗いを心がけて、感染を防ぎましょう。

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

### 4月に小学校へ入学する お子様がいらっしゃる保護者の方へ

2回目の麻しん・風しん混合ワクチンの接種は、お済みですか？

まだ接種が済んでない場合は、早めに接種しましょう。接種料金は無料です。

なお、麻しん・風しん両方ともかかったことがあるお子様は、接種の必要はありません。

※市で助成する期間は平成26年3月31日までとなります。

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

### 今年もインフルエンザの季節が、やってきました

季節性のインフルエンザは、日本では、例年11月から4月に流行するといわれています。次のことを心がけて、感染を防ぎ、冬を乗り切りましょう。

- 1 うがい、手洗いを徹底する。
- 2 人ごみへの外出をなるべく控える。
- 3 熱、せき、くしゃみなどの症状がある人は、マスクをつける。
- 4 加湿器などで部屋の空気の乾燥を防ぐ。
- 5 睡眠、休養を十分にとり、バランスの良い食事を取ることも大切です。

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118



### 1～2月は「はたちの献血」キャンペーン月間です

冬場から春先にかけては、年間で最も輸血用血液が不足しがちです。また、少子高齢化により、今、健康で若い皆さんの一層の献血への協力が求められています。新成人の皆さん、「はたちの記念」に献血に行きましょう！！

キャンペーン期間中、多くの皆様のご協力をお待ちしています。

期間／1月1日(水)～2月28日(金)

献血会場／栃木県赤十字血液センター・うつのみや  
大通り献血ルーム・各市町の献血会場

※献血バスの予定については、栃木県赤十字血液セ

ンターのホームページ(<http://www.jrcbc.jp/>)をご覧ください。

献血のできる方／

- ・16歳から69歳までの健康な方(65歳以上の献血については、60～64歳の間に献血経験がある方)
- ・1980年～96年までの間に通算1ヶ月(31日)以上のイギリス滞在歴のない方
- ・海外から帰国後4週間が経過している方

※不明な点については、お問い合わせください。

問い合わせ／県赤十字血液センター

☎028(659)0111

# 所得税の還付申告を受け取る方へ

所得税が戻る「還付申告」を1月から氏家税務署で受け付けています。確定申告期間中「2月17日(月)〜3月17日(月)」※土・日を除くは大変込み合いますので、確定申告前の還付申告、郵送またはe-TAXでの申告をお勧めします。なお、市県民税の申告は2月17日(月)からです。

税務課からのお知らせ☎(43)11115

## 還付申告により所得税が戻る方とは

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整し各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方等は、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告をする際は源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

## 医療費控除

本人や家族が、次にあてはまる医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となります。対象となる医療費

- 病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- ① 医師・歯科医師による診療(治療)代
- ② 治療や療養のための医薬品購入費
- ③ 病院や診療所へ介護老人保健施設、助産所へ入院・入所するための費用
- ④ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費

## 雑損控除

災害等により住宅や家財など生活に必要な資産に被害を受けた方、東日本大震災で壊れた資産を追加で修理をされた方は、雑損控除の対象となる場合があります。雑損控除の適用を受ける方は、次の必要書類をお持ちください。

### ■必要書類

- ① 被害を受けた資産の取得時期、取得価格の分かるもの(被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積の分かるもの)
  - ② 罹災証明書
  - ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用が分かるもの(請求書・領収書など)
  - ④ 被害を受けたことにより受け取った保険金の金額が分かるもの
- ※昨年の申告で提出した書類は、お持ちいただく必要はありません。

## 各種保険料控除

昨年中に支払った健康保険料や公的年金保険料等の社会保険料及び生命保険料・地震保険料が控除されます。国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引きされている場合は差し引きされ、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となります。詳しくは注意してください。

- ⑤ 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
- ⑥ 助産師による出産の介助料
- ⑦ 介護保険制度で提供された一定のサービス対価のうち、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費、食費)として支払った額の二分の一相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額

### ■必要書類

- ① 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
  - ② 義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入費
  - ③ 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
- (控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主

## 平成26年度から市・県民税の均等割額が引き上げられます

平成26年度から平成35年度まで市・県民税の均等割部分が、現行の4,700円から5,700円に引き上げられます。東日本大震災からの復興を目的とし、地方公共団体が実施する防災のための施設費用の財源を確保するためのものです。

### 課税内訳

県民税の均等割 年額500円引き上げ	1,500円
市民税の均等割 年額500円引き上げ	3,500円
とちぎの元気な森づくり県民税	700円
※森づくり県民税は平成29年度まで	

治意見書の内容を確認した書類」とおむつ代の領収書で申告できます。「市が主治意見書の内容を確認した書類」については、市福祉高齢課☎(43)11116(お問い合わせください)。

- ① 各人・病院・薬局ごとにまとめて集計した領収書または証明書
- ※ご注意ください
- ・医療費控除を受けるには、医師などが発行した領収書などが必要で、未払いの医療費は、実際に支払った年が医療費控除の対象となります。
- ② 医療保険などで補てんされる金額の分かるもの
- ③ 源泉徴収票

### 医療費控除額の計算

実際に支払った医療費	医療費控除額
平成25年中に支払った医療費	10万円または所得額の5% (どちらか少ない額)
- 医療保険などで戻った額	II
	医療費控除額(最高200万円)
※所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。	

- ① 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ② 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- ③ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること
- ④ 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること
- 必要書類(新築の場合)
  - ① 住民票の写し
  - ② 登記簿謄本(抄本)など
  - ③ 請負契約書または売買契約書など
  - ④ 借入金の年末残高証明書
  - ⑤ 源泉徴収票
- ※新築以外の場合は、お問い合わせください。

## 青色申告者の皆様へ

平成26年度(平成25年分)給与支払報告書の提出が1月31日までとなっております。平成25年中に青色専従者に給与を支払われた方は、専従者の給与支払報告書を市税務課まで提出してください。源泉所得税が掛からない場合も提出が必要となりますのでご注意ください。

## 税務署からのお知らせ

### 消費税法改正のお知らせ

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられることが決定しました。税率引き上げに伴い経過措置が設けられております。詳しくは国税庁のホームページ「消費税法改正のお知らせ」(社会保険と税の一体改革関係) <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm> をご覧ください。

## 住宅借入金等特別控除

平成25年分の申告について

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入・増改築したとき、次の主な要件に当てはまれば所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます(初年度は確定申告が必要です)。ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。なお1年目に確定申告をするとき、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

### 主な要件(新築の場合)

- ① 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ② 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- ③ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること
- ④ 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること
- 必要書類(新築の場合)
  - ① 住民票の写し
  - ② 登記簿謄本(抄本)など
  - ③ 請負契約書または売買契約書など
  - ④ 借入金の年末残高証明書
  - ⑤ 源泉徴収票
- ※新築以外の場合は、お問い合わせください。

### 問い合わせ

- 所得税の申告  
氏家税務署  
〒329-1139  
さくら市氏家243-1-1  
☎028(682)3311
- 市・県民税の申告  
市税務課  
☎(43)11115

## 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全の方(所得税の申告の必要がない方を含みます)について、平成26年1月から必要となります。詳しくは国税庁のホームページ「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存」 [http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/ojin\\_jigyoo/index.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/ojin_jigyoo/index.htm) をご覧ください。



## 人権擁護委員 その活動と役割

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な権利(生命、自由及び幸福追求等)の権利が侵害されることのないように監視しています。また、人権についての相談業務や人権擁護のためのPR活動を行っています。

### 人権擁護委員は次の方々です

- 笹沼卓夫さん(石 関)
- 伴 敏子さん(鹿島町)
- 高野 茂さん(上 町)
- 矢板永子さん( 沢 )
- 高瀬豊子さん(片 岡)
- 坂井隆雄さん(東 泉)

## 人権擁護委員に 坂井隆雄さんが再任されました



坂井 隆雄さん

平成26年1月1日付けで、坂井隆雄さん(2期目)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱(再任)されました。

なお、期間は、平成28年12月31日までの3年間です。

「己の欲せざるところ 他人に施すことなかれ」  
自分のことが大事と思うように、他人に対しても同じように大事と思う心を持つことが大切です。  
すべての人は、生まれながらにして、平和で幸せで楽しく生きることができる権利を持っています。  
お互いに相手を認め合い、思いやりのある心を育み、人権尊重の意識高揚に努めて参りたい。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

## 被災住宅再建等利子補給金の申請締切りについて

東日本大震災により、被災住宅の再建等に必要な資金の借入を行う場合において支援される利子補給金の申請締切りが近づいています。まだ手続きがお済みでない方は申請期間内に手続きをお願いします。

対象となる世帯/

- ・被災者であり、市内において、自ら居住するための住宅の建設または購入もしくは補修する者。

- ・金融機関による東北地方太平洋沖地震被災者向け融資の借入額が100万円以上。
- ・矢板市被災者生活再建支援金の交付を受けない者。

交付申請期限	3月31日
--------	-------

※詳細についてはお問い合わせください。  
申請・問い合わせ/都市建設課 ☎(43)6212

## 東日本大震災の 罹災証明書の新規発行 受付を終了いたします

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の罹災調査の受付および罹災証明書の発行受付につきまして、震災から3年が経過したことにより震災による被害と断定するのが困難であるため、3月31日をもって新規の受付を終了いたします。

なお、罹災証明書の再発行につきましては、引き続き受付いたします。

問い合わせ/総務課 防災管財班 ☎(43)1113

## 小規模工事等契約希望者登録受付 (平成26・27・28年度登録)

市が発注する軽易で契約金額50万円未満の小規模な建設工事や修繕工事の登録を希望される方は、次のとおり関係書類を添えて申請してください。

受付期間/2月3日(月)~21日(金)

提出先/〒329-2192 矢板市本町5番4号  
矢板市総務課防災管財班

提出方法/・郵送(2月21日必着。当日消印は認めておりません。)  
・持参(土曜・日曜・休日を除く9:00~17:00)

有効期限/4月1日~平成29年3月31日  
(平成26・27・28年度)

申請書の請求方法/

- ・来庁による直接請求:総務課防災管財班(土曜・日曜・休日を除く。)
- ・市HPからのダウンロード

申請・問い合わせ/総務課 防災管財班 ☎(43)1113  
HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

## 民生委員児童委員が決まりました (敬称略)

区分	氏名	担当地区	
矢板第一地区	高田 百恵	矢板一区、矢板二区	
	坂元 悦子	矢板三区	
	小平 英量	矢板四区(西)	
	石塚 禮子	矢板四区(東)	
	庭山 俊江	矢板五区(西)	
	高柳 澄江	矢板五区(東)	
	寺川 利依子	矢板五区(北)	
	見形 恵美子	矢板六区	
	君島 政子	倉掛、合会	
	根本 久典	片俣、塩田	
矢板第二地区	阿美 米一	幸岡	
	高橋 清一	荒井(西)、下太田	
	関本 ミネ子	荒井(東)	
	村上 明	土屋	
	中嶋 加代子	針生	
	一瀬 洋子	主任児童委員	
	八板 るみ子	主任児童委員	
	佐貫 和子	末広町(北)	
	小野崎 紳一	末広町(南)	
	島田 次秀	富田(南)	
矢板第三地区	後藤 順子	富田(東)	
	栗原 智子	富田(西)	
	青木 敏子	富田(北)	
	及川 健二	木幡東(南)	
	坂巻 重行	木幡東(北)	
	高松 千恵子	川崎反町、館ノ川、高塩	
	柳田 静枝	木幡西(東)	
	塩野 和子	木幡西(西)、境林	
	喜佐見 英子	東町(北)	
	秋葉 節子	東町(中)	
矢板第四地区	眞貝 カツ子	早川町、東町(南)	
	村上 久美子	中(西)	
	安田 幹雄	中(ロビンシティ)	
	渡邊 赫子	中(北)	
	村上 芳忠	中	
	白石 京子	中(南)	
	小口 マスエ	沢	
	平久井 京子	成田	
	坂本 幸夫	成田(ハッピーハイランド)	
	澳原 節子	豊田	
片岡地区	小川 幸子	主任児童委員	
	柳田 好弘	主任児童委員	
	関谷 秀人	泉	
	山崎 忠義	上太田	
	橋本 則文	東泉	
	赤羽 公夫	長井(宮川西)	
	白石 武美	長井(宮川東)	
	田中和 雄	長井(高原)	
	藤田 種宏	立足	
	白石 哲夫	平野	
泉地区	高瀬 武	上伊佐野	
	小野崎 幸	下伊佐野、田野原	
	高野 功	山田	
	平山 郁子	第一農場、第二農場	
	高野 孝子	主任児童委員	
	松平 宣秀	主任児童委員	
	木幡地区	大類 正雄	通岡、前岡、山苗代
		江連 肇	後岡、梶ヶ沢
		金田 登智子	安沢
		村上 芳江	越畑、白栗
高塩 みさを		乙畑	
山口 直子		つつじが丘	
大谷 瑞穂		大槻	
大塩 壽郎		石関、玉田	
佐藤 愛子		片岡二区	
田中 眞佐子		片岡南	
石塚地区	松岡 正行	片岡一区	
	石塚 信子	片岡三区	
	奥 富洋	片岡四区	
	松本 勝代	コリーナ矢板	
	飯島 嘉代子	主任児童委員	
	富川 志津子	主任児童委員	
	吉田地区	伊藤 里子	矢板一区、矢板二区
		宮崎 秋雄	矢板三区
		池田 稔	矢板四区(西)
		池田 ミチ子	矢板五区(西)
小野崎 徳男		片俣・塩田	
渡邊 富枝		幸岡	
三浦 静子		富田(東)	
栗原 一紀		富田(北)	
白石 静子		木幡東	
石塚 陽子		川崎反町・館ノ川・高塩	
磯地区	磯 ヤスイ	木幡西(東)	
	吉田 和子	木幡東(北)・東町(北) (平成25年11月9日退任)	
	松永康子	中(北)	
	小川 トミ	成田	
	渡邊 昌宥	豊田	
	齋藤 修	長井(高原)	
	乙川 育夫	平野	
	鈴木 里美	主任児童委員	
	渡邊 哲男	越畑・白栗	
	樋口 惟邦	片岡二区	
野村地区	野村 健二	片岡一区	
	矢古宇 和子	片岡三区	
	富川 喜枝子	主任児童委員	

## 退任

長年にわたり地域福祉の向上に尽力いただきました。ありがとうございました。

氏名	担当地区
伊藤 里子	矢板一区、矢板二区
宮崎 秋雄	矢板三区
池田 稔	矢板四区(西)
池田 ミチ子	矢板五区(西)
小野崎 徳男	片俣・塩田
渡邊 富枝	幸岡
三浦 静子	富田(東)
栗原 一紀	富田(北)
白石 静子	木幡東
石塚 陽子	川崎反町・館ノ川・高塩
磯 ヤスイ	木幡西(東)
吉田 和子	木幡東(北)・東町(北) (平成25年11月9日退任)
松永康子	中(北)
小川 トミ	成田
渡邊 昌宥	豊田
齋藤 修	長井(高原)
乙川 育夫	平野
鈴木 里美	主任児童委員
渡邊 哲男	越畑・白栗
樋口 惟邦	片岡二区
野村 健二	片岡一区
矢古宇 和子	片岡三区
富川 喜枝子	主任児童委員

民生委員児童委員の任期は3年(平成25年12月1日~平成28年11月30日)です。民生委員児童委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ/福祉高齢課 ☎(43)1116

## 厚生労働大臣表彰受賞

11月15日(金)、片岡地区民生委員児童委員協議会の皆さんが優良団体として、厚生労働大臣表彰を受賞しました。この表彰は、高齢者の見回り活動や学校との交流、登下校時の見守りなど片岡地区での活動が評価されたものです。これからも会員一同、片岡地区のために、各種事業に積極的に取り組んでいきたいと話していました。



## 募集 任期付短時間勤務職員(総合案内)

募集人数／1人  
 資格要件／明るく人と接することができる方  
 職務内容／市役所各課案内、市民課窓口申請書類の記載助言、市内施設所在地や観光案内など  
 採用期間／平成26年4月1日～平成27年3月31日  
 (3年間まで更新することができます)  
 勤務時間／9:00～16:00  
 休日／土曜、日曜、祝日、年末年始  
 月給／114,580円  
 諸手当／通勤手当、期末・勤勉手当  
 申込方法／市役所総務課にある申込書(申込書は市のホームページからもダウンロードできます)に必要な事項を記入し、写真をはって直接総務課へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

郵送での申込書請求・提出方法／  
 請求…封筒の表に「採用試験(総合案内)申込書請求」と朱書き、140円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封  
 提出…封筒の表に「採用試験(総合案内)受験申込」と朱書き、80円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封  
 受付期間／1月14日(火)～31日(金)(土・日曜日を除く)  
 郵送の場合1月31日(金)必着  
 試験日／2月10日(月)  
 試験会場／矢板市役所  
 試験内容／面接  
 その他詳細は、総務課にある試験案内または市のホームページをご覧ください。  
 申込・問い合わせ／329-2192 矢板市本町5-4  
 矢板市総務課 ☎(43)1113  
 HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

## 募集 矢板市交通教育指導員

募集人数／1人  
 応募資格／  
 ・交通巡視員または警察官の経験を有する方。  
 ・公的機関の交通安全教育に関する経験を有する方。  
 上記の経験を有し、交通安全教育の実践力と指導力を有する方。  
 ・普通自動車免許を取得されている方。  
 ・市内在住で年齢が60歳以下の方。  
 職務内容／  
 交通安全に関する教育・啓発・広報活動の推進(矢板地区の幼児・小学生・中学生を対象とし約300回/年の交通安全教室の実施)  
 交通安全思想の普及のための民間団体の指導育成  
 勤務時間／祝日を除く月曜～金曜  
 9:00～16:00  
 (ただし、1ヶ月の勤務日数は18日)  
 採用期間／4月1日～平成27年3月31日

月給／176,000円(26年度)  
 諸手当／なし  
 制服／勤務時に必要な制服及び携帯品は貸与します。  
 申込期限／1月31日(金)  
 申込方法／  
 ①履歴書 市販履歴書に必要な事項を手書きで記入し写真添付。  
 ②作文 市販の原稿用紙に「交通安全教育について」を題材にして400字～600字程度(氏名を記入すること)。  
 ③申込先 上記の書類を8:30～17:00までに生活環境課へ持参してください。(土・日・休日を除く)。  
 選考／書類および面接。  
 申込・問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

## 生ごみの減量にご協力を

家庭から排出される可燃ごみの中で、生ごみは多くの割合を占めます。ごみ減量のために重要なこととして、資源物の分別と併せて、生ごみを減らすことが挙げられます。

### ■もったいない生ごみを減らしましょう

- ・家にどんな食品があるのか把握し、賞味・消費期限切れなどで捨てることのないようにしましょう。
- ・必要なものを必要な分だけ買うようにしましょう。買い物の際はマイバッグを忘れずに。

「食べられる分だけ作る」「残さず食べる」といった一見当たり前のようなことでもごみ減量につながります。



### ■水分を減らしましょう

- ・生ごみの多くを占めるのは水分です。水切りの徹底でごみを減らしましょう。
- ・野菜等は皮をむいてから洗うなど、いらぬ部分は濡らさないようにしましょう。
- ・三角コーナー(水切りネット等)には水気のあるものだけを入れるようにし、できるだけ水がかからないようにしましょう。
- ・生ごみを出す前に、最後にひとしぼりするなど、水切りしてから捨てましょう。

### ■容器は分別してリサイクルしましょう

- ・食品が入っている容器の中には分別すればリサイクルされ再利用できるものもあります。
- ・紙製の箱や包装紙などの雑かみや牛乳パックはそれぞれ収集日にごみステーションに出すことができます。
- ・たまごパック、食品トレイは市役所や市の公民館などで拠点回収していますので、ご協力をお願いします。

### ■生ごみ処理機器を購入・設置される方に補助金を交付しています

	コンポスト・密閉式容器	機械式生ごみ処理機
		
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入価格(税抜)の2分の1(100円未満の端数切り捨て)</li> <li>・上限は3,000円</li> <li>・1世帯2個まで(年度内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入価格(税抜)の2分の1(1,000円未満の端数切り捨て)</li> <li>・上限は30,000円</li> <li>・1世帯1台まで(年度内)</li> <li>※市内の登録店で購入したものが対象</li> </ul>
申請に必要なもの	申請書(生活環境課にあります)、印鑑、領収書、口座番号のわかるもの(通帳の写し等)、機種がわかるもの(保証書等)の写し	
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢板市に住所を有し、かつ居住している方</li> <li>・機器を敷地内に設置できる方</li> <li>・市税などを滞納していない方</li> </ul>	

※生ごみ処理機器は種類によって、生ごみの処理方法や処理量などが異なります。各家庭でのライフスタイルにあった購入をおすすめします。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

お買い物・ご用命は矢板市内で!



お買い物・ご用命は矢板市内で!

